

名濃道路建設促進期成同盟会規約

(名称)

第1条 本会は、名濃道路建設促進期成同盟会と称する。

(目的)

第2条 本会は、小牧市村中交差点付近から加茂郡川辺町に至る名濃バイパス及び美濃加茂バイパスの更なる機能強化に向けて、高規格道路「名濃道路」及び関連道路の建設促進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため下記事業を行う。

- 2 目的達成のため必要な調査、研究、協議並びに関係方面に対する請願及び要望。
- 3 その他本会の目的達成に必要な事項。

(組織)

第4条 本会は、本会の目的に賛成するものをもって組織する。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、会長担当市町に置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 会長及び副会長は、総会において推挙する。

- 2 理事及び監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

第9条 理事は、会務の運営に当たる。

- 2 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第11条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(幹事)

第12条 本会に、会務の処理にあたらせるため、幹事を置く。

2 幹事は、会員市町の担当者とする。

(会議及び議長)

第13条 会長は、会議を招集し会議の議長となる。

(経費)

第14条 本会の経費は、会員の負担金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(予算及び決算)

第15条 本会の経費の収支予算及び決算は、総会の議決又は認定を得るものとする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

(雑則)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は総会で定める。

附 則

この規約は、昭和38年5月11日から施行する。

附 則

この規約は、昭和61年7月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年8月26日から施行する。